

2018(平成 30)年 7 月 2 日

学生諸君へ

松 山 大 学

前期末試験について

先般、前期末試験の実施要領等が発表されましたが、試験においては真摯な態度で臨んでください。

不正行為に対しては、学則第 35 条及び単位認定規程第 7 条に基づき、懲戒の対象として厳正に処分します。

なお、不正行為にかかる取扱いを次のとおりとします。

1. 不正行為をなしたとされる学生の不正行為の有無が確定するまで、当該学生は引き続き試験を受けることができる。
2. 不正行為をなしたとされる科目について、不正行為が認められなかった場合、学生は当該科目の追試験又は再試験を受けることができる。

以 上